



## 平成17年度の始めにあたって

長崎県技術士会会長 犬東 洋志

平成17年度当初に機関誌第9号を発行することが出来たことを嬉しく思います。

これまでご尽力頂いた各位に厚くお礼申し上げます。

外国とはいえ予想をはるかに超えた大津波、あつてはならない電車事故、起こることを予想していない地域での地震、大事故につながりかねない管制ミス、これら一連の事故は我々技術者に真の技術は何かを考えさせていると考えるべきだと思います。

最近何気なくラジオを聴いていたところ、「パソコンのスイッチを切って現場へ出て行こう」との発言を聞きました。何かと耳を澄ますと、現場を直接見ることもなく報告のみで判断するシステムが優先している。これでは現場の実態を把握することは到底出来ない。やはり自らの目と耳そして手で触って感じる事が現状で最も欠けていることだと言うのです。

その通りだと思います。私達の現状も大同小異ではないでしょうか。現場を好まない技術者が技術者が増えている現実を認識し何らかの対策をする時期にあると思うのは私ひとりではないと思います。

私どものCPD研修もその観点から机上のみでなく現場重視で行うべきです。さらに、もっと必要なことは忙しい我々も時には時には自分の専門外のことを広く学び、教養として身に付けることが大切だと考えるのですが、現実には目の前のことを解決することを優先させています。研修のひと時だけでもわが身がおかれている現実を忘れる余裕を持つべきです。

そこで、総会後の研修会のテーマを検討したのですが、候補に上がったのは、1) 地域医療と公共投資に関して、医療の研修、2) 都市づくりに関して、クアラルンプールの空港を核とした都市、カザフスタンの還都に関する都市づくり、中国の都市作り等、3) 今後のエネルギー開発に関して、風力・太陽光・原子力・揚水発電等の施設研修、4) 都市における総合開発ビル、等など考えましたが最終案として、1月の研修会時の全体会議で提案した研修になりました。

検討のキーポイントは、やはり費用と業務から離れられるかとの判断で参加しやすい計画にすべきとのことでした。多数の参加をお願いすることと次回の計画案を提示頂くことを期待しております。

今年度は、6月の西日本大会、10月の全国大会と九州で開催される大きな大会がありますが九州の名に恥じない結果を出したいものだと考えております。例えば、西日本大会の論文集をCDにするなど新しい試みにもとりこんでいます。その面を加味して今回の総会にはこれまでにない色々なことを提案しています。ご賛同頂き今後の前進の糧

## 長崎県技術士会会則(案)について

現在、長崎県技術士会は法人化された会ではなく、制定された会則もなかったため、九州支部の会則などに準拠し運営してきました。

しかし、会員が100名を越すような組織になったため会則を制定し、より活性化した会の組織になるため、5月11日に役員会を開催し、下記の案を作成しました。通常総会で会員へ図り、承認を得て実施したいと考えていますので、検討しておいて下さい。

## 長崎県技術士会規則(案)

### 第一章 総則

**第1条** 本会は、技術士法(以下「法」という)の規定に準拠して、長崎県技術士会(略称NGJCE・ナガジセ)と称する。

**第2条** 本会は、技術士の使命及び職務に鑑み、技術士業務の進歩、技術力の向上並びに会員の品位の保持をはかり、もって我が国の科学技術の向上に寄与するとともに地域に貢献することを目的とする。

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 業務の普及及び啓発
- (2) 試験事務および登録事務に関する協力
- (3) 行政施策に関する協力
- (4) 技術に関する調査研究
- (5) 技術力向上のための研修・講習
- (6) 関係団体やその他関係団体との連絡協調
- (7) その他本会の目的を達成するための事業

**第4条** 本会の事務局を長崎県建設技術研究センター(NERC)に置く。

**第5条** 本会則の施行に必要な事項は、本会則に規定するもののほか、役員会の議を経て会長が定める。

### 第二章 正会員・準会員及び賛助会員

**第6条** 正会員は、技術士及び第2次試験合格者の資格を有する者とする。

**第7条** 準会員とは、技術士補及び技術士第一次試験合格者とする。

**第8条** 会員となるものは役員会の議を経た後、入会の手続きを了しなければならない。また、総会で決められた会費を納めなければならない。

**第9条** 会員は次の事由により退会する。

- (1) 退会の届け出
- (2) 死亡
- (3) 除名

**第10条** 会員は、技術士法または本会則に違反し、本会

にしたいと思っています。

とができる。

第11条 本会に賛助会員を置く。

賛助会員は細則に定める。

### 第三章 入会費及び会費

第12条 入会費及び会費は、役員会の議を経た後、総会に計り決定する。

第13条 納入した会費などはいかなる理由があっても返却しない。

第14条 会員が引き続き2カ年にわたって会費を納めないときは、役員会に諮り退会したものとみなすことが出来る。

### 第四章 役員

第15条 本会に、次の役員を置く

会長 1名  
副会長 3名以内  
理事 若干名  
監事 2名  
顧問 若干名

第16条 役員は会員の中から役員会に諮り選任し総会の議を経て決定する。

第17条 役員の任期は2年度間を基本とする。ただし再任を妨げない。

任期満了後も、後任者が選任されるまでは引き続きその職務を行うものとする。

第18条 役員は無報酬とする。

第19条 理事は九州支部の役員及びセンター理事を兼務する。

第20条 顧問は本会に功績のあった者の中から役員会の議を経て、総会に諮り会長が委嘱する。

第21条 本会に会外役員をおくことが出来る。会外役員とは、本会に特別の功績があった者の中から引き続き本会の会務遂行のため必要とされる者を役員会の議を経て総会に諮り決定する。

### 第五章 会議

第22条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第23条 総会は定時総会と臨時総会とする。

定時総会は毎年年度当初に開くものとする。

臨時総会は役員会において必要と認められたときに開く。

会員の請求があったときには役員会に諮り決定する。

第24条 総会の議決は、出席者の過半数の議決によって成立する。

の秩序または信用を害し、または技術士の品位を失墜させる行為をしたときは役員会の議を経て除名すること  
長崎県技術士会細則(案)

### 第一章 委員会

第1条 本会に次の委員会をおく。

委員会は、本会の業務を分担するため、常設委員会

とし、その種別及び分担事項は次にかかげるところに

よる。業務実施に当たっては企画を立案し、役員会にはかるものとする。

#### 1) 総務・広報委員会

会計、会員名簿の編集・発行、長崎年鑑の名簿編集、機関誌(IPEJ—NAGASAKI)の編纂・発行、その他庶務に関する事項。

#### 2) 業務・技術士継続教育(CPD)委員会

支部より委嘱された事業(技術士試験申込等)及び研修会の企画・調整、実施に関する事項。

#### 3) 災害・技術支援委員会

災害時の技術支援活動及び、災害の調査研修に関する事項。

#### 4) 修習技術者支援委員会

修習技術者の教育・研修等の支援活動に関する事項。

#### 5) IT委員会

IT活用による業務の円滑化と環境の整備及び会

員のIT技術のスキルアップに関する事項。

ホームページに関する事項

第2条 委員会は委員長1名、委員若干名を置く

1) 委員会の委員長は、予め会長が役員の中から委嘱するものとする。

2) 委員長は委員会を代表し、会の事務を統括し委員会の議長となる。

3) 委員会の委員は、委員長が会員の中から委嘱し、会長に報告する。

4) 委員の任期は2年以内とする。但し、再任を妨げない。

### 第二章 会員

第3条 本会の会員は、長崎県内に事務所、勤務先又は住所を有し本会の目的に賛同する者を以て組織し、会員の種類は次のとおりとする。

1) 名誉会員 技術士登録者で、年齢が満80歳を超えた会員

2) 正会員 技術士及び第2次試験合格者

3) 準会員 技術士補及び第1次試験合格者

4) 賛助会員 本会の目的に賛同し協力する個人又は法人

### 第三章 会費

但し、次の年の1月～3月に入会した場合は、当年度は免除とする  
尚、年の途中で退会した会員の返納は行わないものとする。

#### 第5条 旅費

役員会に出席した場合は、1回当たり1,000円支給する。

#### 事務局報告

1：第11回西日本技術士業績・研究発表大会について  
既連絡のとおり、6月3～4日佐賀市において開催されます。今回の開催に当たって長崎技術士会は共催として準備しています。

今回の大会は、長崎県技術士会の研修会として位置付けていますので、多くの皆様の参加で大会を成功させるようにお願いいたします。

参加ご希望の方で申し込みがお済みでない方は、申し込みを宜しくお願いいたします。

2：平成17年1月28日の研修会の開催の実施について  
(財)長崎県建設技術研究センター(NERC)にて40名の参加で開催しました。

今回は、親和銀行の専務による経済の話等有意義な研修会となりました。

尚、今回は地域に開かれた、地域に貢献する技術集団としての活動の一環として、(社)長崎県測量・設計業協会の会員の参加を呼び掛け10名の参加がありました。

又、当研修会時に会員の全体会議として、今後の研修会、会則の制定、その他について全体会議を行いました。

3：17年度の通常総会の開催について

本機関紙における、会長の年度始めの挨拶にもありますように、17年度の通常総会を下記日程にて開催するように、現在準備中です。

資料の整理がつかまりましたらご案内いたしますので会員の皆様には、日程の調整をしておいて頂き、多くの皆様のご出席をお願いいたします。

開催時期は、九州支部の総会(5月28日)、西日本大会開催(6月3～4日)を考え下記のとおりとしました。

日・時 平成17年6月24日 15時より

場所 西海市大島町 大島アイランドホテル

17年度の通常総会

議事

- ・16年度事業報告及び収支決算
- ・17年度事業計画及び予算案
- ・会則(案)について
- ・ホームページの開設について
- ・その他

研修会 研修講義及び大島造船所等の見学予定

第4条 本会の年会費は次のとおりとする。

- 1) 名誉会員 会費免除
- 2) 正会員 3,000円
- 3) 準会員 1,000円
- 4) 賛助会員 5,000円

会費は年度始めに徴収する。

年度の中間に入会した場合も同様の会費とする。

4：会則(案)について

今回本機関紙は、会則(案)の特集として発行します。会則(案)では年会費を安くし多くの増強を図るようにしたこと、各種委員会の編成により皆が協力して会を活性化すること等を目的としています。

会費の変更に伴い、研修会の場合の会場費やテキスト費用等は参加費で徴収したいと考えています。

総会の開催までに、内容を検討して頂き審議をお願いします。

5：ホームページの開設について

現在、ホームページの開設について検討しています。

17年度通常総会において、会員へ回り推進して行く計画です。

6：会員の状況

平成17年5月1日現在 100名

7：「2005年版 長崎県年鑑」への掲載

本年度も掲載を依頼しています。

8：16年度年会費の納入について

先般納入のお願いをし、納入頂きありがとうございました。尚、現在まだ納入でない会員がありますので、未納な会員の方には特に、17年度より、新しい会則と年会費により運営いたしますので、16年度での収支決算のために納入方よろしくお願い申し上げます。

9：連絡手段について

現在は、メールと郵送により連絡を行っていますが、出来ればメールで日常の連絡が可能になることを願っています。つきましては、現在郵送で連絡している会員でメールで可能な方はご連絡をお願いいたします。

又、メールでの連絡に不具合な点がある方もご連絡下さい。

10：職場変更等のご連絡のお願い

4月の人事異動などで職場が変更となられた会員はご連絡をお願いします。

11：その他

会の活動等に関する提案や自由なご意見等の寄稿をお待ちしております。

会員皆様の要望、意見、各種情報等も下記までお寄せください。

長崎県技術士会に関する連絡先は下記の通りお願いいたします。

西日本菱重興産株式会社土木部 大橋 義美

〒852-8136

長崎市神の島町3丁目9番9号

TEL 095-865-5200

懇親会 大島アイランドホテルにて (一泊の予定)

FAX 095-865-5880

E-mail : [yoshimi.oohashi@west-ryoko.co.jp](mailto:yoshimi.oohashi@west-ryoko.co.jp)